

土浦市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年6月25日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

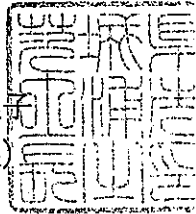




土高発第 678号
令和6年6月18日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：高齢福祉課)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	〈確認した事項〉 シルバー人材センターに対する補助金の算出基礎が補助金交付要項に定まっていない。 〈措置すべき内容〉 土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項では、補助対象経費が「シルバー人材センターの運営費」で、補助額が「定額」としか定められていないがシルバー人材センターにどれくらいの補助が必要なのか判断ができないため、交付する補助金の算出基礎等を定めることにより、補助の必要性が分かるような補助金交付要項となるよう見直しをされたい。
講じた措置の内容	指摘事項に対応するため、土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項を改正しました。(令和4年3月31日告示第105号。令和4年4月1日から施行。) (1) 事業運営状況報告書 実際に報告されている様式に改正しました。 (2) 補助金の額の適正性 シルバー人材センターは、高齢者の就業を支援することにより高齢者の生きがいの充実や地域社会の活性化を図り、高齢福祉を増進することを目的としています。事業費は、国と市の補助金及び事業収入で賄われることから、市の補助金の補助対象経費は人件費の2分の1以内の額としました。

